

平成 30 年 3 月 23 日

去る 3 月 1 日に開議された本会議において、本委員会に付託された議案について、審査の結果並びに経過をご報告致します。

3 月 9 日に総務企画委員会を開催し、午前中は下山佐の消防団拠点施設、オーダーメイド貸工場、広瀬緋センター、そして清水公園の 4 ヶ所を現地視察し、午後から付託案件の審査を行いました。

議第 1 号、議第 16 号、議第 17 号、議第 20 号、議第 21 号、議第 26 号、議第 27 号、議第 28 号、議第 29 号、議第 40 号、議第 43 号、議第 48 号、議第 50 号、議第 51 号、議第 52 号、議第 54 号、陳情第 1 号

議案 17 件、陳情 1 件につきましては、慎重に審査した結果、議第 54 号を除く議案についてはいずれも全会一致で提出原案のとおり可決し、議第 54 号については意義がありましたので、採決の結果賛成多数で提出原案の通り可決すべきものと決しました。

陳情については、全会一致で継続審査とすることに決しました。

審査の経過について主なものを申し上げます。

【議第 29 号 広瀬町名誉町民顕彰館の指定管理者の指定】につて

委員からこの施設の直近 3 年の入館者数と年々利用者及び見学者が減少している原因はとの質問について、平成 26 年の利用者が 555 人と見学者が 12 名。平成 27 年の利用者が 499 人と見学者が 6 名。平成 28 年の利用者が 368 人と見学者が 2 名との答弁でした。また、特に原因を特定してはいないが、想定されるのは、市外県外からの来訪者には場所も分かりにくく、サイン表示等も無いのが影響していると思われるとの答弁でした。

【議題 43 号 平成 29 年度安来市病院事業会計補正予算（第 2 号）】について

委員から、職員の給与カット 5%分の全体額とその対象者を伺う。との質問に対して、執行部から、昨年 7 月から実施しており、1 ヶ月当たり 350 万円、9 ヶ月分で 3,150 万円となる。対象は事業管理者を除く正規職員であり、4 月 1 日現在で 184 人だが随時、退職や新規採用があっており流動的であるとの答弁でした。

また委員から、昨年度との比較で約 5,000 万円の増収益と聞いているが、給与カット分 3,150 万円もその内数で、残りの 1,850 万円はその他の事業収益と理解して良いかとの質問に、1 月末現在での単純収支が対前年度比 5,000 万円の増収益となっており、そ

の内訳は、給与部分は約 2,300 万円の減、材料費が約 1,800 万円の減の他、入院単価の向上によるものとの事でした。

また委員から、経営改善を進める中で、今回の給与カットの実績を見てもさほど大きな改善にはならない様だがとの質問に、今後も患者数の減少が見込まれる中、診療単価の向上や加算が取れるものを多くするなどにより収益増に繋げなければと考えている。給与カットについては、一時的な効果はあるにせよ、職員の労働意欲にも影響する為、継続しての取組みは困難と考える、とのことでありました。

委員から、今年度の決算見込みにより資金不足比率が 16.4%となり、企業債の発行が許可制となるようだが、現行の協議制から更にとの様な影響が出るかとの質問に、県を通して国に提出する現在の協議制とおそらく変わらないと思う。それ以降は、病院の経営状況に応じてヒアリングの実施があるかもしれないが、基本的には現行と変わらない。さらに、資金不足率が 10%以上になったから、現在計画中の設備投資等が急に出来なくなるとは考えていないとの答弁でした。

【議第 54 号平成 30 年度安来市病院事業会計予算】について、

委員から 30 年度診療収入内訳で 1 日当たりの入院患者数を 132 人と設定しているが、29 年度補正予算では 1 日当たり 126 人と説明があったが、病床再編によりベット数も減っている状況で 6 人上乗せした理由を伺う。との質問に、昨年 11 月に 4 病棟から 3 病棟に再編して 183 床から 148 床にベット数を減らしたが、10 月までが平均 68.9%の利用率で、1 日当たり 126 人となる。11 月からはベット数が減っているが、新たに病床を一元管理しており、12 月は 87.3%の利用率で 1 日当たり 129.2 人、1 月は 93.6%の利用率で 1 日当たり 138.5 人と伸びていることから 1 日当たりの患者数を増やしているとの答弁でした。

採決につきましては意義がありましたので、採決の結果賛成多数で提出原案の通り可決すべきものと決しました。

【陳情第 1 号 清水寺参道入り口周辺整備について】について、

清水寺参道入り口の市道沿いの土地を地元観光協会と清水寺との有志で購入され、市に対し「入り口にふさわしい景観に配慮した、休憩の出来る公園的な整備を要望する」旨の陳情でした。現地視察で観光協会から説明を受けての審査でしたが、清水寺参道の入り口として改善すべきとの認識はあるものの、明確な整備内容が不明であり、市道の拡幅にしても遊歩道整備にしても周辺の川や橋、奥の居宅も含め、一帯として考慮すべき課題であることから、陳情第 1 号は全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、総務企画委員長報告と致します。